市第 160 号議案

横浜市港湾施設使用条例の一部改正

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年2月16日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例(番号)

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設使用条例(昭和24年9月横浜市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第20号に次のように加える。

ク 航空法(昭和27年法律第 231 号)第79条ただし書の規定による国土交通大臣の許可を受けて回転翼航空機の場外離着陸場として使用する場合

(ア) 着陸料

- a 最大離陸重量が1トン以下のもの1機1回につき 1,000円
- b 最大離陸重量が1トンを超え6トン以下のもの 1機1回につき 2,000円
- c 最大離陸重量が 6 トンを超えるもの 1機1回につき 2,000 円に 6 トンを超える重量に ついて 1 トンまでごとに 1,000 円を加算した額

(化) 停留料

着陸から離陸までの時間が1時間を超えるときは、1時間を超える時間について1機につき1時間までごとに

市第160号

500 円

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提案理由

港湾施設の目的外使用に係る回転翼航空機の場外離着陸場の使用料を新設するため、横浜市港湾施設使用条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市港湾施設使用条例(抜粋)

 $\begin{pmatrix} \underline{L} & \underline{Q} & \underline{C} & \underline{X} \\ \underline{L} & \underline{Q} & \underline{Q} & \underline{Q} \end{pmatrix}$

(使用料)

第12条 第3条の規定により、港湾施設(第17条第1項に掲げる港湾施設を除く。)の使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる額(第4号、第8号、第12号イ及び第15号(新港ふ頭旅客施設の使用料に限る。)に掲げるものにあっては、消費税法(昭和63年法律第108号)その他の法令に基づき消費税を免除される場合を除き、当該各号に定める額に1.05を乗じて得た額)の使用料を納付しなければならない。

(第1号から第19号まで省略)

② 港湾施設 (旅客施設を除く。第15条の2第2項において同じ。) の目的外使用料

(アからキまで省略)

ク 航空法(昭和27年法律第 231 号)第79条ただし書の規定に よる国土交通大臣の許可を受けて回転翼航空機の場外離着陸 場として使用する場合

(ア) <u>着陸料</u>

- a 最大離陸重量が1トン以下のもの
 - 1 機 1 回につき 1,000円
- <u>b</u> 最大離陸重量が1トンを超え6トン以下のもの
 - 1機1回につき 2,000円
- c 最大離陸重量が6トンを超えるもの
 - <u>1 機 1 回 に つ き</u> 2,000 円 に 6 トン を 超 え る 重 量 に つ

市第160号

いて1トンまでごとに1,000円を加算した額

(1) 停留料

着陸から離陸までの時間が1時間を超えるときは、1時間を超える時間について1機につき1時間までごとに 500円

(第2項から第4項まで省略)